

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
名誉会員に関する内規

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会定款第 6 条 3 による名誉会員の推薦についてはこの定めによる。

- ① 日本整形外科スポーツ医学会理事、監事経験者
 - ② 日本整形外科スポーツ医学会学術集会会長経験者
 - ③ 上記に準ずる功労のあった者
- ①②③のいずれかに該当する者が、年齢 65 歳に達した場合
但し、本法人の役員の任にある者は、その任を終えた場合

附 記

- 1 この内規の変更は理事会において行う。
- 2 この内規は平成 23 年 12 月 5 日から施行する。